



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第15号 令和6年4月18日発行

目次

【告示】

番号	表	題	担当課名
191	道路の供用を開始する件		高規格道路課

徳島県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年四月十八日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

189	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		沖ノ洲埠頭	徳島市北沖洲二丁目七番一地 先から 同 地先まで	二五四・〇	令和六年四月十八日